

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 少子化の進行

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期（※1）には約270万人、第2次ベビーブーム期（※2）には約200万人でしたが、平成3年以降は緩やかな減少傾向が続いています。

また、合計特殊出生率（※3）は、平成元年にはそれまで最低であった昭和41年（丙午：ひのえうま）の1.58を下回る1.57を記録し、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込みました。その後、平成24年には1.41となり、微増傾向ではあるものの、現状の人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回ったままとなっております。

これに伴い、0歳児から14歳までの年少人口も減少しており、総人口に占める割合は昭和25年の35.4%から平成22年度には13.1%まで低下しております。

※1 第1次ベビーブーム期：昭和22年から昭和24年

※2 第2次ベビーブーム期：昭和46年から昭和49年

※3 合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定した時の子どもの数に相当するもの。

### (2) 国の少子化対策の動向

#### ① エンゼルプランと新エンゼルプラン

我が国では、平成元年の合計特殊出生率が1.57となった、いわゆる「1.57ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの人口が減少傾向にあることを問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

平成6年12月に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」（10年計画）が策定され、同プランを実施するため、特に保育分野の整備を図るための「緊急保育対策等5か年事業」があわせて策定されました。

引き続き少子化傾向が進む中、エンゼルプランの中間期にあたる平成11年12月に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定されました。

「新エンゼルプラン」は、母子保健、地域や学校の環境、住まいづくり、仕事と子育ての両立のための雇用環境整備などの考え方も盛り込まれた幅広いものでした。

## ② 少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法

このような取組にもかかわらず、少子化は依然として進行したため、平成 14 年 9 月には、厚生労働省により「少子化対策プラスワン」がとりまとめられました。平成 15 年 7 月には、地方公共団体及び企業における 10 年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が同時成立し、政府・地方公共団体・企業等が一体となり、次世代育成支援を社会全体で実施することとされました。

「少子化社会対策基本法」は少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するための基本法であり、その後、「少子化社会対策大綱」（平成 16 年 6 月）、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）」（平成 16 年 12 月）が制定されました。

それらの大綱やプランの中では、雇用環境の整備、保育サービスなどの充実、地域社会における子育て支援体制、母子保健医療体制の充実など、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発の方向などを基本的施策として定めています。

「次世代育成支援対策推進法」は、「少子化社会対策基本法」の趣旨を受け、社会全体で 10 年間の次世代育成支援対策に関する集中的・計画的な取組を促進することを目的としています。また、自治体に対し特定事業主行動計画の策定を、また、301 人以上（平成 23 年 4 月からは 101 人以上）の労働者を雇用する事業主に対し一般事業主行動計画の策定を義務づけています。

## ③ 新しい少子化対策

平成 17 年、出生数は 106 万人、合計特殊出生率は 1.26 と、いずれも過去最低を記録しました。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成 18 年 6 月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定されました。「新しい少子化対策」は、①社会全体の意識改革、②子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充、という 2 点を重視し、具体的な施策を掲げています。

## ④ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

平成 19 年 12 月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）が取りまとめられました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に同時に並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされました。

## ⑤ 少子化社会対策基本法に基づく大綱（子ども・子育てビジョン）の策定

少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱として、平成20年12月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。

子ども・子育て支援策を行っていく際の3つの大切な姿勢として、①生命（いのち）と育ちを大切にする②困っている声に応える③生活（くらし）を支える、を示しています。

## ⑥ 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた取組

子どもや子育てをめぐる環境が依然として厳しい中、待機児童問題や仕事と子育てを両立できる環境の整備が不十分であること等の課題に対処し、質の高い幼児教育や保育を、総合的に提供するため、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立しました。

子ども・子育て関連3法に基づき平成27年度から実施される子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）の主なポイントは、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の子ども・子育て支援の充実となっています。

これらの取組により、新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指しています。

## ⑦ 待機児童の解消

喫緊の課題である待機児童の解消に向け、国では、平成25年4月、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成27年度からの新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取組を全面的に支援することとしました。

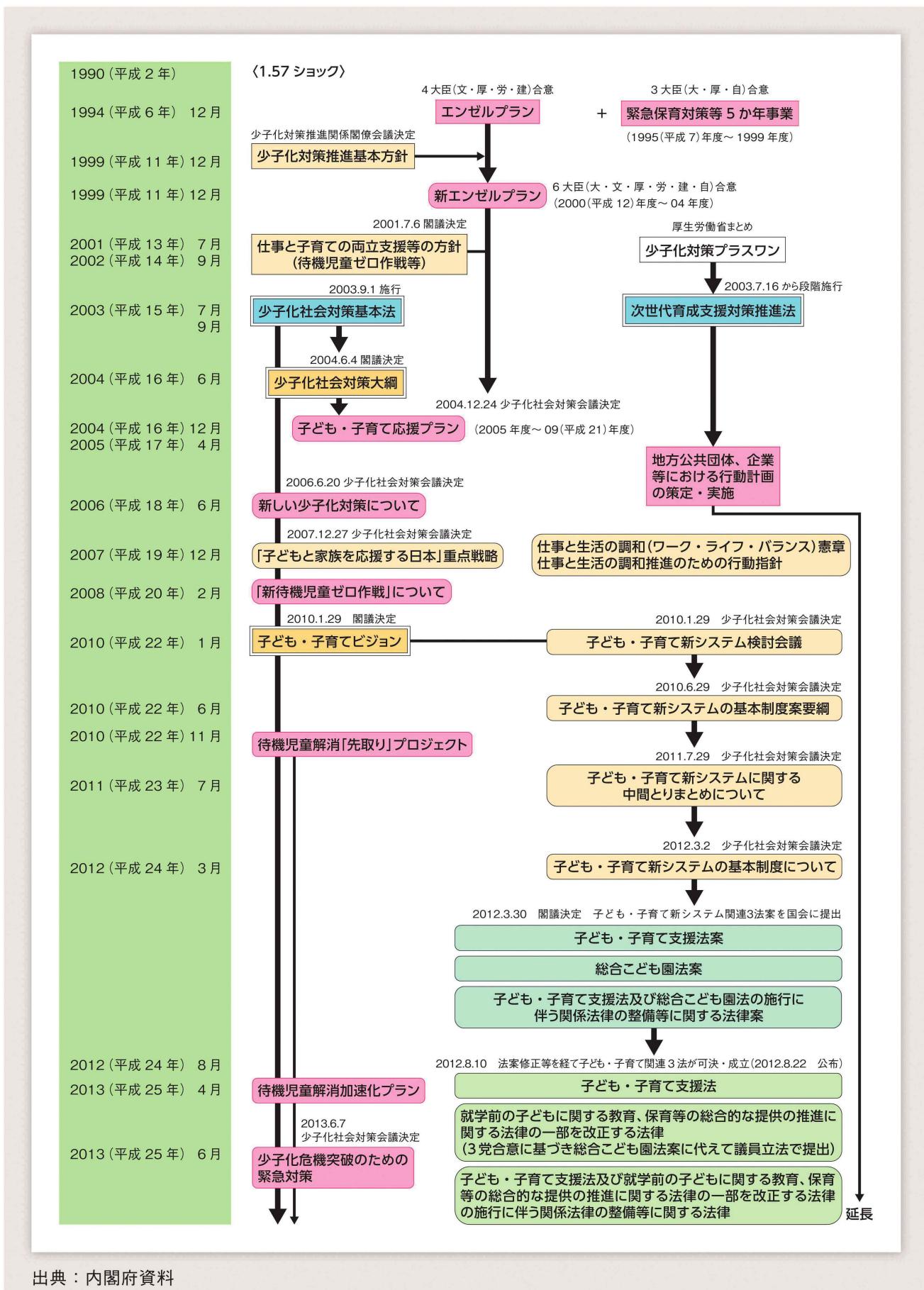
このプランでは、平成25、26年度を「緊急集中取組期間」とし、2年間で約20万人分の保育の受け皿の確保を目指します。さらに、新制度がスタートする予定の平成27年度から平成29年度までを「取組加速期間」とし、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに、計約40万人分の保育の受け皿を確保して、待機児童の解消を目指すこととしています。

## ⑧ 次世代育成支援対策法の延長

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法でしたが、現在の少子化の進行等の状況や一般事業主行動計画の策定が義務化されてまだ日が浅い企業があることを踏まえて、法律の有効期限が平成37年3月31日までに、10年間延長されました。

地方公共団体における地域行動計画の策定は、子ども・子育て支援法により子ども・子育て支援事業計画の策定が義務化されたことに伴い、任意化されました。

## 〈これまでの国の取組〉



出典：内閣府資料

### (3) 川越市の少子化対策

本市では、第二次川越市総合計画のもと、安心して子育てができる地域社会の構築を目指して、「川越市児童育成計画」を策定し、保育対策の充実、児童育成の充実、母子保健・医療の充実を図ってきました。

その後、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「川越市次世代育成支援対策行動計画（かわごえ子育てプラン）」を、広く市民の意向を調査する中で策定しました。

この計画は、前期計画が平成17年度から平成21年度、後期計画が平成22年度から平成26年度の10年間の計画で、これに基づき本市における子育て支援施策の充実を図ってきました。

計画の進捗状況や実施内容などについては、市民、学識経験者、関係機関、子育てにかかる団体等の委員で構成された川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び川越市次世代育成支援対策地域協議会において、毎年、評価・検討を行い、市民に公表してきました。

### (4) 本計画の目的

平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」等）」に基づき、平成27年度から新制度が実施されます。

新制度の実施にあたり、子ども・子育て支援の取組をより一層推進するために、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

この計画は、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定め、本市の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な実施を目指します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 新たな計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法に基づいて市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」で、これまで取り組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく「川越市次世代育成支援対策行動計画（かわごえ子育てプラン）」を継承した計画です。

### (2) 他の計画との関係

本計画は「川越市総合計画」を上位計画とする本市における子ども・子育て支援に関する計画で、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画）」及び「母子保健計画」を包含した計画です。

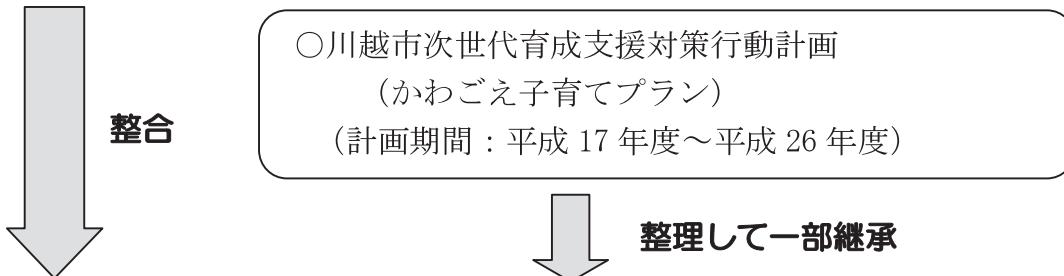
計画の策定にあたっては、保健・福祉・教育分野等の関連する計画との整合を図りました。

### (3) 計画の対象

この計画はおおむね18歳未満の子どもとその家庭を対象としています。

**市政全般**

○第三次川越市総合計画 (計画期間：平成18年度～平成27年度)

**川越市子ども・子育て支援事業計画****根拠法令**

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
(認定こども園法)
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (関係整備法)
- ・次世代育成支援対策推進法 ・児童福祉法 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法

**関連計画**

- 川越市障害者支援計画 ○川越市地域福祉計画 ○健康かわごえ推進プラン  
○川越市教育振興基本計画 等

### 3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。



### 4 計画の策定経過

本計画の策定にあたっては、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に本市の「子ども・子育て会議」の役割を担っていただき、検討を行ったほか、市内の子育て家庭の実情を踏まえて計画を策定するためのニーズ調査を行いました。

また、川越市次世代育成支援対策地域協議会においても、「川越市次世代育成支援対策行動計画 (かわごえ子育てプラン)」の実施状況や課題等について協議を行うとともに、計画の策定について検討を行いました。